〇善通寺市井戸保全条例 平成7年3月30日条例第5号 善通寺市井戸保全条例

(目的)

第1条 この条例は、渇水時等における市民の生活用水を確保するために、その水源となる井戸等を指定し、その保全を図り、生活用水を有効利用することにより、生活環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸等 市内に存在する井戸及び湧泉と一体となっている井戸
- (2) 保全井戸 次条の規定に基づき、指定した井戸等
- (3) 所有権者等 井戸等の所有権者、使用権者及びその他権利を有する者

(保全井戸の指定)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、必要と認める井戸等を所有権者等の同意を得て指定することができる。

(保全井戸の管理)

第4条 保全井戸の所有権者等は、当該保全井戸を善良な管理者の注意をもって管理に努めるものとする。

(助言及び指導)

第5条 市長は、保全井戸の所有権者等に対して、必要な助言及び指導をすることができる。

(保全井戸の変更)

第6条 保全井戸の所有権者等は、当該保全井戸の現状又は所有権者等を変更しようとするときは、あらかじめ 市長に届け出なければならない。

(保全井戸の解除)

第7条 市長は、保全井戸がその機能を失ったと認めるとき、又はその他特別な理由があると認めるときは、保全井戸の指定を解除することができる。

(保全井戸の買取)

第8条 市長は、保全井戸の所有権者等が、それぞれの権利を放棄しようとするときは、これの全部又は一部を 買い取ることができる。

(取水の通知)

第9条 市長は、保全井戸から取水しようとするときは、当該保全井戸の所有権者等に通知しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。